


所管部課	福祉部高齢介護課・障害福祉課		部長	田口 茂夫		
件名	東大和市家具転倒防止器具等取付事業実施要綱を廃止する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>この要綱は、家具転倒防止器具の取付けを支援する事業を定めるが、20年以上この事業を継続したことにより、当該器具が一定程度普及し、また、購入も容易になったことから、本件要綱を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本件要綱を、廃止する</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者福祉に関する事務事業を整理するものである。なお、本件事業廃止後は、東京消防庁と連携して、指導助言により高齢者の防災対策を進める。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年12月 行政改革推進本部において本件予算措置の見送り。 令和3年3月 文書課事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに廃止手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。